平成２４年（フ）第３９０号
北海道天塩郡幌延町栄町５番地17
破産者　内田　秀夫
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
北海道帯広市西20条南５丁目15番14号　辻方
破産者　長部　裕子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
金沢市彦三町１丁目７番29号
破産者　澤野　澄子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
金沢市瀬領町ホ108番地１
破産者　瀬戸　　修
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２７号
金沢市瀬領町ホ108番地１
破産者　瀬戸　幸子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４０３号
金沢市諸江町上丁136番地49
破産者　新　　幸夫
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３７号
金沢市鳴和１丁目18番27号　県営住宅４棟118号、従前の住所金沢市諸江町下丁364番地３
破産者　加葉田健治郎
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６３号
静岡県浜松市浜北区本沢合674番地の２、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区中瀬7136番地の105
破産者　西田　安延
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
大阪市此花区高見１丁目４番56―803号、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―1004号
破産者　濵岸　常夫
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９００号
堺市南区晴美台３丁13番２―807号
破産者　障子　達三
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０７号
大阪市平野区加美北３丁目12番38号　グランドハイツ平野106号、開始決定時の住所大阪市生野区生野東１丁目13番９号
破産者　出口　　徹
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９９号
大阪府吹田市桃山台５丁目３番８―904号
破産者　河合　克二
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００号
香川県さぬき市大川町田面2528番地
破産者　瀬尾　和雄
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４７６号
愛媛県松山市木屋町３丁目６番地７　永井城北マンション402号
破産者　藤田　政宏
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１８３号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目28番地の８、開始決定時の住所千葉県松戸市東平賀370番地の１　リベール北小金フォレスタ201号
破産者　大野　昭美
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４３号
千葉県我孫子市布佐酉町51番地の５　102号　レオネクストビーズ
破産者　中村　浩樹
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番10―701号
破産者　鈴木二三郎
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６号
千葉県流山市大字東深井268番地の８
破産者　松本　信行
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８号
千葉県柏市南逆井７丁目18番９号
破産者　鈴木　眞司
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部